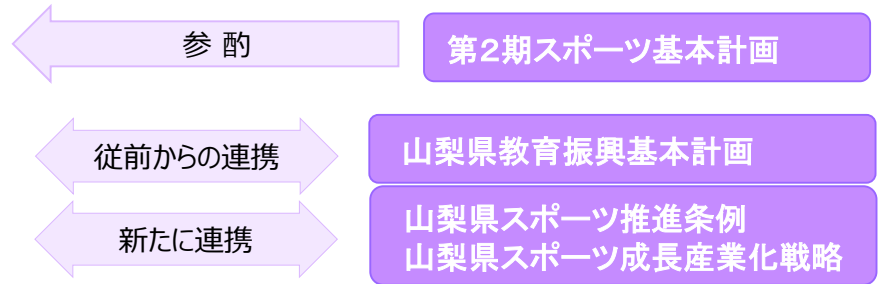


山梨県スポーツ推進計画

- ◇ 計画の位置づけ
本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画として、国の第2期スポーツ基本計画を参酌するとともに、山梨県教育振興基本計画と連携し、策定したものの。
- ◇ 計画期間 令和元年度～令和5年度（5年間）



I 改定理由

① 新型コロナウイルス感染症の拡大

各種活動の自粛が求められ、スポーツへの参画機会が減少している。



② 東京オリンピック・パラリンピックの終了

東京オリンピック・パラリンピック開催により、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わおうという意識が高揚している。

- ・山梨県が初めてオリンピック自転車競技ロードレースの開催地となった。
- ・事前合宿受け入れにより、合宿地としてのステータスが確立された。
- ・本県ゆかりの選手8名が出場し、3名がメダル獲得し、1名が4位入賞した。

II 改定内容

- ① 県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる元気なやまなしをつくり、スポーツへの参画の拡大を図るため、基本方針Ⅲの政策項目1を「一人スポーツの推進」とし、子供から高齢者、性別や障害者に対応した取り組みを一層強化する。

政策項目	具体的方策
1 スポーツへの意識啓発と参画するための取り組み	(1)スポーツへの意識啓発
	(2)一人スポーツの推進
	(3)「みる」スポーツへの参画

政策項目	具体的方策
1 一人スポーツの推進	(1)スポーツへの意識啓発
	(2)年齢・性別・障害者に対応した取り組み
	(3)「みる」スポーツへの参画

- ② 東京オリンピック・パラリンピックによるスポーツへの意識の高まりを契機として、スポーツの振興を図るため、基本方針Ⅴの施策項目2を「東京オリンピック・パラリンピックの成果の活用」とし、自転車イベントの開催などに取り組む。

政策項目	具体的方策
2 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた機運の醸成	(1)トップアスリートによる機運の醸成
	(2)県民参加による機運の醸成
	(3)パラスポーツの体験
	(4)東京オリンピック・パラリンピック候補選手との協働

政策項目	具体的方策
2 東京オリンピック・パラリンピックの成果の活用	(1)サイクルスポーツ文化の定着
	(2)事前合宿地としてのステータス活用
	(3)パラスポーツの活性化
	(4)トップアスリートと協力した競技力向上
	(5)新しいスポーツの普及促進